

議会運営委員会 会議録

日 時 令和2年8月21日（金曜日）

午前9時27分開会，午前10時59分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

(1) 令和2年第4回(12月)定例会の日程(案)について

(2) 令和2年第3回(9月)定例会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

ア 報 告 (10件)

イ 条 例 (4件)

ウ 補 正 予 算 (4件)

エ 市道の認定等 (1件)

オ 人 事 (2件)

カ 認 定 (2件)

③ 請願・陳情について

(3) 全国議長会からの意見書提出依頼について

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書」

(4) 取手市からの意見書提出依頼について

「オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書」
「誰もが政治参画しやすい社会をめざし実効性ある法整備を求める意見書」

(5) タブレット端末導入について

(6) 茨城県コロナN e x t の対策ステージに対応した議会運営方法について

(7) 議会または執行部において新型コロナウイルス感染者が発生した場合の
議会対応について

(8) 大規模災害時における議会対応について

(9) その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長	海老原	一郎
副委員長	吉田	千鶴子
委員	吉田	博史
委員	小坂	博
委員	鈴木	一彦
委員	塚原	圭二
委員	勝田	達也

欠席委員（0名）

その他出席した者

議長	篠塚	昌毅
副議長	島岡	宏明

説明のため出席した者（4名）

副市長	東郷	和男
副市長	栗原	正夫
市長公室長	川村	正明
財政課長	山口	正通

事務局職員出席者

局長	小松澤	文雄
次長	天貝	健一
係長	小野	聡
主査	寺嶋	克己
主任	松本	裕司

傍聴者（0名）

○海老原委員長 おはようございます。定刻前ですが、吉田博史委員は少し遅れて来るということなので、定刻前ですが議会運営委員会を開会いたします。なお、本日は、皆さんご存じのとおり給食センターの完成式典がございますので、11時20分までとさせていただきます。なお、全議題について協議しきれなかった場合は、定例会初日終了後に開催させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。傍聴は有りませんね。

（「はい」との声あり）

○海老原委員長 それでは議長の方からご挨拶願います。

○篠塚議長 おはようございます。9月の定例会もコロナ禍での開催となりますので、感染拡大防止対策を整えて行きたいと思っております。なお、議場の方にですね、一般質問、答弁した時にマスクではちょっとつらいところがありますので、私はフェイスシールドをさせていただいているのですが、改めて、アクリル板を設置しておりますので、委員の皆様には終わった後にでもちょっと見ていただいて、9月定例会から始めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○海老原委員長 それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項（1）令和2年第4回（12月）定例会の日程（案）について、協議をお願いします。執行部から説明願います。

○東郷副市長 おはようございます。資料の1をお願いいたします。令和2年第4回土浦市議会定例会の日程（案）ということでお示しさせていただきます。12月1日開会で12月18日の日程でお願いできればということでございます。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 それでは、令和2年第4回定例会の日程（案）については、執行部説明のとおりといたします。次に、令和2年第3回（9月）定例会の運営についての協議をお願いします。執行部及び事務局から日程（案）について説明願います。

○東郷副市長 資料ナンバー2をお願いいたします。第3回市議会定例会の日程の案でございます。9月1日開会で9月24日閉会ということでございます。なお、9月1日にはですね全協の方をお願いしたいということでございます。案件につきましては、仮称でございますけれども第9次の土浦市総合計画の策定について。令和元年度決算の認定について。令和元年度決算に基づく健全化判断比率について。土浦市老人デイサービスセンターながみねの廃止について。令和元年度都市開発株式会社の決算状況について。その他でございます。それから、一般質問の終了予定日に最終日には上程させていただきます人事案件2件。土浦市教育委員会委員の任命の同意について。人権擁護委員候補者の推薦についての件について全協の方で説明させていただきたいと。それから最終日24日でございますけれども、今のところ案件ございませんけれども、何か出て来た時には全協の方の開催をお願いしたいというところがございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**天貝事務局次長** 一般質問につきましては、去る7月14日の議会運営委員会で質問者数を最大8名。質問時間につきましては従来通りとするという協議がなされております。これにより休憩をこまめに取り運営をしましても、一般質問は2日間で十分終わると予想されますことから、一般質問の日程を当初予定の3日間から1日短縮し7日月曜日と8日火曜日の2日間で行い、8日に議案質疑を行うよう変更する案でございます。今定例会は決算の審査があるのと、茨城県のコロナNextがステージ3になっておりますので、予算決算委員会などの常任委員会の開催は原則第1委員会室で行うこととなります。定例会中の各常任委員会の開催日程につきましては、各委員長と調整をさせていただいて事前に決定していきたいと考えております。ご協議をお願いいたします。

○**海老原委員長** ただ今の件で、何かご意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○**海老原委員長** それでは、ただ今の説明のとおりといたします。次に、執行部から、上程される議案等の説明を願います。まず、報告について、説明願います。

○**川村市長公室長** それでは第3回定例会の議案等概要につきましてご説明をいたします。お手元の議案等概要をご覧くださいと思います。今回の提出案件ですが表紙にございますように報告10件、議案10件、諮問1件、認定2件、合わせて23件でございます。1ページ、2ページをお願いいたします。提出案件の一覧でございます。今回は報告といたしまして専決処分4件。法人の経営状況4件、健全化判断比率等2件、議案といたしまして条例4件、補正予算4件、市道の認定等1件、最終日に提出いたします人事1件。諮問といたしまして最終日に提出いたします人事1件。2ページになりますが、認定といたしまして、決算2件、合計23件についてご承認等ををお願いするものでございます。3ページをお願いいたします。専決処分4件につきまして、順次ご説明申し上げます。報告第25号学校施設管理瑕疵による人身事故の和解につきましては、平成28年4月に都和中学校で発生いたしました、花壇の崩壊による人身事故について和解が成立したことから、地方自治法第179条の規定により、承認をお願いするものでございます。和解成立日に専決処分をしたものでございます。次に、報告第26号市営住宅管理瑕疵による物損事故の和解につきましては、市営中高津住宅の2階の共有部の給水管の破損により水漏れが発生し、1階の入居者の家財等の損害に対する和解でございます。4ページをお願いいたします。報告第27号道路管理瑕疵による物損事故の和解につきましては、市道宍塚45号線。土浦学園ゴルフの駐車場と駐車場の間の道路でございますが、駐車場に入る際に、側溝のグレーチングが跳ね上がりまして、車両が損傷した損害に対する和解でございます。報告第28号学校施設管理瑕疵による物損事故の和解につきましては、都和南小学校の駐車場において、車両走行中にマンホールの蓋が跳ね上がり車両が損傷した損害に対する和解でございます。報告第26号から第28号につきましてはいずれも和解成立日に専決処分を行ったものであり、地方自治法第108条の規定により報告をするものでございます。5ページをお願いいたします。法人の経営状況でございます。報告第29号から第32号につきましては資本金等の2分の1以上を出資している法人については地方自治法の規定によりまして経営状況を報

告することになっていることから、土地開発公社、産業文化事業団、農業公社及び株式会社ラクスマリーナについて報告するものであり、主な事業の概要及び決算状況については中ほどの表のとおりとなっております。ご参照いただきたいと存じます。6ページをお願いいたします。続きまして、健全化判断比率等の報告についてでございます。報告第33号につきましては、令和元年度決算に基づく健全化判断比率について。報告第34号につきましては、同じく資金不足比率について。健全化法に基づき報告をさせていただくものでございます。なお、不足比率におきましては、国が定める早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っておりまして、指標上、財政の健全化は維持されており、各会計におきまして、資金不足を生じておりません。以上で報告案件の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 それでは、次に、条例について、説明願います。

○川村市長公室長 7ページをお願いいたします。議案の説明に入ります。まず、条例4件についてご説明をさせていただきます。議案第52号土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、人事院規則の改正に伴う改正で、新型コロナウイルス感染症対策に係る防疫作業の追加をしたものであり、公布の日から施行し、令和2年8月1日から遡及適用するものでございます。議案第53号土浦市税条例の一部改正につきましては、地方税法の改正に伴う改正で、市民税関係では、すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平や男性のひとり親と女性のひとり親との不公平を解消するための改正。低未利用地の活用促進を図る観点から低未利用地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、寄附金税額控除や住宅ローン減税の特例に係る規定の追加。連結納税制度について、企業の負担軽減の観点から、簡素化等の見直しが行われたことに伴う、法人市民税、法人税に係る所要の改正などであり、たばこ税関係では、これまで重さに比例して課税をしてきた葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるよう本数課税を2段階で見直す規定を追加するものであり、施行期日につきましては、それぞれ記載のとおりとなります。8ページをお願いいたします。議案第54号土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正につきましては、厚生労働省の改正に伴う改正で居宅介護支援事業所の管理者要件の例外的取扱いを規定するものであり、要件適用の猶予については公布の日から。管理者要件については令和3年4月1日から施行するものでございます。議案第55号土浦市水道事業の設置等に関する条例及び土浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、引用する地方自治法の改正に伴う改正で、条ずれを整理するものであり、公布の日から施行するものでございます。条例の改正については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 それでは、次に、補正予算以下認定までについて、一括して説明願います。

○川村市長公室長 補正予算でございます。議案第56号から第59号は令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算でございます。予算総括表をご覧ください。今回の補正は歳入歳出それぞれ一般会計で13億256万3,000円。特別会計に1億2,919万8,000円。合計で14億3,176万1,000円を追加し、総額で1,101億1,181万7,000円とするものでございます。9ページをお願いいたします。まず一般会計の補正予算につきましては、一般会計歳入歳出予算をご覧ください。歳入歳出それぞれ13億256万3,000円を追加し、総額を681億8,761万9,000円とするものでございます。具体的な内容につきましては、下の概要をご覧ください。1款議会費1項議会費1目議会費。議会ICT化推進事業は、新型コロナウイルス感染症対策及び業務の効率化、ペーパーレス化を図るためタブレットを導入するためのタブレット購入費。システム使用料等を計上するものであり、財源として地方創生臨時交付金を充当するものでございます。2款総務費1項総務管理費5目広報広聴費。広報広聴費関係新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、今般のコロナ禍において、テレワークが広がりを見せており、移住への関心が高まりを見せていることから、星野リゾートBEB5土浦に滞在していただきながらテレワークと自転車を活用した生活体験をしてもらうテレワーク移住体験ツアーを実施するための委託料等を計上するものであり、財源として地方創生臨時交付金を充当するものでございます。9目企画費。企画費関係新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、ガバメントクラウドファンディングを活用し、寄付金を財源として市内の高齢者施設に非接触型の体温計を配布するもので、体温計購入費用やサイトの手数料等を計上するものであり、歳入には寄付金を見込むものでございます。10目事務管理費。情報政策管理事業は、コロナ禍の中、委員会や会議など業務におけるペーパーレス化を推進するため、既存のインターネット用タブレットに事務用ソフトを導入するための費用計上で、財源として地方創生臨時交付金を充当するものでございます。24目財政調整基金費。財政調整基金につきましては、地方財政法の規定によりまして、決算上の剰余金については、その2分の1をくだらない額を積立、または、繰上償還をしなければならないとされております。また、新型コロナウイルスの影響により市税等の減少も予想され、第2波、第3波への対応など財源不足が見込まれることから繰越金の2分の1を財政調整基金に積立てるものでございます。10ページをお願いいたします。28目公共施設等総合管理基金費。公共施設等総合管理基金につきましては、令和元年度の繰越金から先ほどの財政調整基金への積立額。補正予算等への充当額を差し引いた残額。4億9,316万1,000円の内、3億円を老朽化した公共施設、インフラ等の回収、更新に備えるため、公共施設等総合管理基金に積立てるものでございます。3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳関係事業につきましては、マイナンバーカードが住民票を基礎としておりまして、国外転出者は利用できないことから、国外転出者もマイナンバーカードが利用できるよう住民基本台

帳システムの改修費用を計上するものであり、全額国の補助があることから、歳入には国庫補助金の増額計上をするものでございます。3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費には2つ項目がございます。1つ目の障害者福祉対策事業につきましては、障害者自立支援センターの指定管理者である社会福祉協議会の職員が1名増員となったことから人件費分の指定管理料を増額計上するものでございます。2つ目の特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため特別支援学校等の臨時休業に伴い障害児の放課後等デイサービスの利用が増加することに対する利用者への負担助成費を計上するものであり、その財源として国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合があることから、歳入には県支出金を計上しております。2項児童福祉費2目児童福祉対策費。マタニティータクシー利用料金助成事業につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策として、妊婦が健診の受診等で利用する際、公共交通機関等を避けて移動できるよう初乗り運賃相当額となるタクシー利用券を助成するための費用を計上するもので、財源として地方創生臨時交付金を充当するものでございます。3目児童手当費。児童手当支給事業につきましては、児童手当に係る令和元年度の決算において県負担金に返還が生じたことから増額補正をするものでございます。5目保育所費。保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業については、公立保育所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、消毒液などの消耗品や空気清浄機などの備品の購入費用の計上で国の10分の10の支援がありますことから国庫支出金を増額計上するものでございます。6目私立保育園費。保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、私立の保育園に対する感染防止物品の購入費用などを補助する費用の計上でございます。10目つくし療育ホーム費。つくし療育ホーム運営事業につきましては、当ホームにはこれまでに社会福祉協議会から職員が派遣されておりましたが、市の職員が配置されたことによりまして、社会福祉協議会の派遣委託料の減額をするものでございます。5款農林水産業費1項農業費8目農地費。土地改良区等指導育成事業につきましては、土浦土地改良区が実施する農業生産基盤整備に関する事業について、令和2年度の国県の補助の対象事業として認定されたことから、市から土地改良区への補助金についても交付要綱の規定により増額をするものでございます。6款商工費1項商工費2目商工業振興費につきましては、2つ項目がございますが、いずれも既存予算の財源更正でございます。県においては市町村と連携をして中小企業等の活力向上に向け事業創出や事業継続を応援することとし、市町村が行う事業継続支援事業である家賃支援事業や事業創出支援事業であるプレミアム付商品券発行事業などに対し、補助金を交付するということになりました。本市では合わせて1億1,489万5,000円を限度として配分されることから、その分の財源を地方創生臨時交付金から県支出金へ財源更正をするものでございます。なお、上段の持続化給付金支給事業につきましては、制度内容を拡充し、売上が急変している事業者に対し、家賃の負担を軽減する給付金を支給することといたしました。具体的には国の支援の対象とならない事業者。前年同月比で30%から50%、売上が減少した事業者に対し、家賃支援として上限30万円を給付するものでございますが、既存の持続化給付金

支給事業予算内で対応いたしますので歳出予算の補正はございません。次に、7款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費。下水道事業会計繰出金につきましては、下水道事業会計における財源更正や償還元金の不足に対する繰出金を増額計上するものでございます。11ページをお願いいたします。8款消防費1項消防費1目常備消防費。常備消防警防救急事業につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策として救急車内や資機材などを滅菌するため、新型コロナウイルスを不活性化させる効果が期待できるオゾンガス式除染装置やN95マスクなど、消耗品の購入費用を計上するもので、財源として地方創生臨時交付金を充当するものでございます。3目消防施設費。消防施設関係事業につきましては、平成30年に改正されました洪水ハザードマップにおいて、消防本部庁舎が3mから5m未満の浸水地域に指定されたことから現在庁舎1階に設置している茨城消防指令センター関連機器や茨城県防災システム機器等の通信設備等を3階に移設するための費用を計上するものでございます。9款教育費1項教育総務費2目事務局費。教育一般管理費につきましては、先ほども説明させていただきましたが、繰越金の残額4億9,316万1,000円のうち3億円を公共施設等総合管理基金へ。残りの1億9,316万1,000円については、今後上大津地区の適正配置や大規模改修。非構造部材の耐震化など学校施設整備に多額の費用が見込まれることから、市立学校整備基金に積立てを行うものでございます。4項幼稚園費1目幼稚園費。公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、先ほど保育園の新型コロナウイルス感染症対策の補正についてご説明をさせていただきましたが、こちらは公立幼稚園の感染防止用物品の購入費用を計上するもので、10分の10の国の補助がありますことから歳入に国庫交付金を同額計上するものでございます。5項社会教育費6目公民館費。各地区公民館施設改修新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、新型コロナウイルス感染症防止のため、各地区公民館の和式トイレを蓋つきの洋式トイレに改修するための費用を計上するもので、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。6項保健体育費4目学校保健管理費。学校保健管理費新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、学校での集団感染のリスクをさけ、児童生徒が安心して学ぶことができる体制を維持するため、マスクや消毒液などの感染症予防消耗品を追加購入するための費用を計上するもので、歳入には地方創生臨時交付金を充当するものでございます。続きまして、特別会計でございます。介護保険特別会計は例年9月に行います令和元年度決算に伴い、国庫支出金や一般会計からの繰入金などの精算や基金へ積立をするもの。後期高齢者医療特別会計は、保険料の過誤分を還付処理予算に不足が生じることから増額計上するもの。下水道事業特別会計は、国の交付金の増に伴う財源更正と企業債償還の増額を計上するものでございます。次に、12ページをお願いします。議案第60号市道の路線の認定につきましては、民間会社の開発行為に伴う認定でございます。13ページをお願いいたします。決算については2件でございます。認定第1号は令和元年度土浦市歳入歳出決算の認定について。認定第2号は同じく水道事業会計決算の認定についてでございます。14ページをお願いいたします。最終日に追加提出いたします議案及び諮問として人事案件2件を予定しております。議案第61号は土浦市教育委員会委

員の任命の同意について。諮問第1号は人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

○勝田委員 お伺いいたします。一般会計歳入歳出の予算の方なんですけど、コロナ対策で保育所とか、幼稚園とか、いろいろやっていたいるんですが、これ学童の方に関してはそういったのは、この中に入っているんでしょうかね。というのが1件と。ちょっと話聞き漏らしちゃって申し訳なかったんですが、7ページの52号の方で防疫作業の追加で市役所の職員に関しては、こういったのが出るということなんですけど、例えば委託していますよね学校なんか民間に。そういうところで家族がコロナの陽性が出てお子さんが来るということも考えられないこともないと思うのですが、そういった場合。そこに働いていらっしゃる方に対しては何かそういった。危険手当なんですかね。これは。そういったものというのはなにかあるんでしょうか。そういうのがわかれば教えてください。

○川村市長公室長 ただ今のご質問で、まず、学童保育に対する支援ですけれども。現時点においては、ございません。しておりません。それから2点目の議案第52号の特殊勤務手当のところかと思えます。これにつきましては、ここに記載のとおりですね。2つございまして、①番の感染症から市民等の生命・健康を保護するための緊急処置に係る作業ということで日額3,000円。その内感染症患者もしくはその疑いのある者の身体に接触する等の作業について日額4,000円と規定するものでございまして、あくまでも作業をした職員に対する手当と。特殊勤務手当というものでございます。

○勝田委員 ありがとうございます。52号に関しては、まあ、ということは学童の方はないということですね。はい、わかりました。それともう1点マタニティータクシーの件なんですけど、これ非常にありがたい施策だと思って私もやってほしいなと思ってたんですけど。これ740円券。740円掛ける14枚掛ける月80人掛ける7カ月だと思うんですけど。産婦人科が市内に少なくなりまして。要は乗る距離が結構長い可能性が高いと思うんですけど。740円だと行けないと思うんですけど。14枚だと往復で考えると7往復1人行けるという計算の理解でいいと思うんですけど。何回行くか、私も詳しくわかりませんが。この範囲でおさまれば、例えば1日、券を2枚使ったとか3枚使ったとかでもいいということなんじゃないかな。1日使えるのは1枚で足りないのは出してくださいというような制度なんじゃないかな。

○川村市長公室長 まず、妊婦健診ですけれども、国が推奨する妊婦健診は14回と言われておりまして、その14回に対する助成券というものでございます。想定しておりますのは、1回当たり1枚の使用で、その初乗り運賃を超える部分については自己負担をするというものでございます。

○海老原委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 ないようですので、以上で、上程される議案等の説明は終わりました。その他、執行部から何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

(執行部 退席)

○海老原委員長 それでは、次に、請願・陳情についての協議に移ります。今回は2件ありますので続けて事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 提出期限まであと1週間ありますが、これまでに提出がありましたのが請願1件、陳情1件の合計2件でございます。なお、先日電話で問い合わせがありまして、届くともう1件出るかもしれません。それでは資料ナンバー4をお願いいたします。受理番号4は教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める陳情で、提出者は茨城県教職員組合執行委員長杉山繁氏でございます。417名の署名が付されており、事務局で確認しております。このような教育予算に関する請願又は陳情につきましては、例年提出され議会に上程して審議を行っておりますが、今回は市外から郵送ということで提出されておりますので、先例によりますと全協での配布のみとなろうかと思っておりますことから、その旨を提出者に確認をしたところ、それで良いという回答がございました。続きまして受理番号5選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に関する請願でございます。提出者は牛久市の小泉祐里氏と田中浩氏で、ご夫婦だそうです。紹介議員は福田一夫議員でございます。内容は現在、総務市民委員会において継続審査になっております受理番号3の請願とほぼ同じ内容でございます。もし、これら2件の請願が採択されれば意見書案の内容もほぼ同じでありますことから、1本の意見書に統合して土浦市議会から関係機関に提出することになります。本文を朗読いたしますか。

(「いいでしょう」の声あり)

○天貝事務局次長 よろしいですか。それでは、付託する委員会についてご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 まず、受理番号4につきましては、郵送ということですので、全協における全議員にコピーを配布することで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、ただ今のとおり決定いたします。次に、受理番号5選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に関する請願については、これは同様の内容の総務市民委員会でも継続審査となっておりますので、こちらについては、総務市民委員会に付託するというので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○海老原委員長 ご異議なしと認め、受理番号5は、総務市民委員会に付託いたします。それでは、次に、協議事項(3)全国議長会からの意見書提出依頼についての協議に移ります。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 資料ナンバー5をお願いいたします。全国議長会から、タイトルにありますように新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を提出してくださいとの依頼でございます。要点のみの

朗読でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○**天貝事務局次長** 本文中、4段落目から朗読いたします。社会経済活動は段階的に回復されつつあるものの、本年は大幅なGDPの落ち込みが確実視されるなどわが国経済への影響は甚大であります。これに伴い、すでに説明しているとおり、本年度及び来年度の地方財政も地方税・地方交付税の減収などにより巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい事態に陥ることが予想されます。そのような中、今後、中小企業対策として、固定資産税の政策減税の対象に、「家屋」「償却資産」に加えて「土地」を追加することや、人口30万人以上の都市等に認められている事業所税まで軽減対象とする議論が生じることが想定され、大変懸念するところであります。飛ばしまして、特にかから始まります。固定資産税は、市町村税の極めて重要な基幹税であります。中小企業対策として広く「土地」を対象にする政策減税はこれまで例がなく、地方税収の大幅な減収が予想される中、制度の根幹に影響する見直しは到底容認することはできません。下から4行目です。上記のような情勢に鑑みまして、9月議会において確実に意見書を採択していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。こちらの通知文と同趣旨の依頼文が6月30日付でも通知されておりまして、この通知文はその意見書案の修正に関する依頼でございます。3枚目から4枚目につきまして、意見書案が添付されております。このように請願陳情によらない意見書の取扱いについては、土浦市議会としては久しぶりの案件でございます。取り上げるか否かについてご協議いただくのでございますが、先例に規定がされておりますので、確認をさせていただきます。先例では請願陳情によらない意見書の提出については、全員協議会において定数の4分の3以上の賛成があった場合、委員会提出議案、または議員提出議案として本会議に上程すると規定されております。手続きの流れとしましては、本日の議運で取り上げようということになった場合は、まず、いわゆる内々での付託委員会を決めていただきまして、定例会中のその委員会で協議することとなります。そしてその委員会で意見書を提出しようということになった場合は、先ほどの先例に則って全協で賛否を取りまして、4分の3以上の賛成があれば本会議に上程することになります。以上を踏まえまして取り扱いについてご協議をお願いします。

○**海老原委員長** ただ今の件で、何かご意見ありますか。

○**吉田（博）委員** うちの議会、久しぶりだね4分の3ルールは。ここ最近ずっとなかったもんな。今次長が説明したとおりでいいんじゃないの。それで。それで行きましようよ。

○**海老原委員長** ということは、先ほど次長の説明では、まず、取り上げるかどうかを、まず議運で内々で決めると。そのあと全協で報告をして、そのあと委員会で協議して、最終日の全協で4分の3の賛成で上程するというような手順でよろしいですか。

○**天貝事務局次長** 委員長がおっしゃいましたように、取り上げるということになれば、まず、内々での付託先を決めていただくこととなります。

○**小坂委員** 今の前例にならってですね、やっていくということで、4分の3ルールで

やっていくということでよろしいのではないかと思いますので、決めていただければいいと。はい。お願いします。

○海老原委員長　ですから、まず取り上げるかどうかをですね、皆様にお諮りいたしたい。

（「取り上げる」の声あり）

○海老原委員長　それでは取り上げるということで。これについては、今日はどこまで決めればいいんだっけ。

○天貝事務局次長　付託先まで。

○海老原委員長　付託先まで。はい。それでは取り上げるということで、付託先はどちらにしましょうかということなのですが。

（「総務市民」の声あり）

○海老原委員長　総務市民委員会ですかね。

○勝田委員　それ以外にないでしょうよね。

○海老原委員長　はい。それではですね、今回の全国市議会議長会から来た意見書の提出のお願いなのですが、これについては総務市民委員会に内々付託するということとさせていただきます。次に、取手市からの意見書提出依頼2件について、協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長　資料ナンバー6-1と6-2をお願いいたします。この2件の意見書の提出依頼につきましては、県南議長会の定例会において取手市議会から依頼のあったものでございます。取り扱いについては、先ほどの全国議長会からのものと同じ流れになります。それでは関連する部分もありますので、2件続けて説明いたしますが、こちらも要点のみの朗読でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○天貝事務局次長　それでは始めに6-1でございます。取手市議会が国同様に提出した意見書で、これを案として意見書を提出してくださいというものでございます。タイトル名がオンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書案でございます。2段落目から朗読させていただきます。今般の新型コロナウイルス感染症対策に関しては、取手市議会感染症対策会議を設置し、集中的に二次元代表の一翼である議会として活動するとともに、感染拡大防止の観点から、人が集まる上記会議は全てオンライン会議の手法を用いて開催し、本会議や委員会の時間をできる限りの短縮を図るため、現行法の下で許される範囲の中でオンライン会議の方法を駆使し、感染拡大防止に努めつつ、議会の権能と責務を果たしているところである。今後、相当数の議員が隔離された場合においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定されている。定足数を満たす人数の議員が議場に参集できない状態でも、議案審議、表決などの議会運営方法が確立されていなければ、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議会不要論が増幅することは想像に難くない。また、少子高齢化社会が到来する中で、育児や介護で容易に外出できない議員でも職責が果たせるよう、自宅から議案審議、表決に参画できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められ

る。下から2行でございます。よって、国においては、非常時には地方議会の判断で、本会議運営をオンライン会議などの手段による遠隔審議・議決を可能とするよう、地方自治法の改正を強く要請する。記1 地方議会における本会議の開催が、情報通信技術による仮想空間での議会審議への参加、表決の意思表示によっても可能となるよう、議事堂への参集または議場への出席が困難な場合には、会議規則により参集場所または出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。続きまして、6-2でございます。タイトルが誰もが政治参画しやすい社会をめざし実効性ある法整備を求める意見書でございます。2017年に世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数によると、日本は世界144カ国中114位と過去最低です。その主な理由に、女性の政治参画が遅れていることが挙げられます。日本の国会議員の女性議員の割合は衆議院で10.1%、参議院で20.7%です。列国議会同盟の調査によれば、2018年3月現在で二院制の国での下院あるいは一院制をとる193カ国中158位と世界最低水準であります。下から4行目です。国においては、2020年に女性候補者30%を目指すことが掲げられており、今年5月16日には政治分野における男女共同参画推進法が全会一致で可決し、5月23日に施行となりました。この法案を実効性あるものにし、さらには人口減少による影響で議会の存続も危惧される現状を踏まえ、下記事項を強く要望いたします。記1. 全会一致で可決された政治分野における男女共同参画推進法が達成するよう、目標値を掲げ、実効性ある法整備をすること。2. 母子保護のため産前・産後一定期間は、当該議員を参集の対象としない法整備をすること。3. 情報通信技術の整備によって、議場以外での議会審議の出席・参加が可能となるような招集・応招・出欠席の定義を国として調査研究し、地方公共団体議会に示すこと。4. 子ども、要支援者、要介護者がいても、いつでも安心して議員活動ができる環境整備を進めること。この2件について取扱について、ご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 はい。議長この2件については、県南議長会では、取り扱いは。

○篠塚議長 はい。県南議長会で取手市議会から挙げられたもので、各議会で協議をしていただいて、お任せしますということにしてあります。

○海老原委員長 はい。今の2件について、流れとしては先ほどと同じ扱いということになりますね。新型コロナウイルスの全国議長会からの意見書提出依頼。それと同じ扱いになるのですが。6-1 オンライン本会議の実現については、この後にも出て来るんですがタブレット導入はこれから土浦市としてはですね、これからなんです。この1については必要かなと思うのですが。2番目ですか。いずれにしても皆様のご意見をお伺いします。

○小坂委員 県南議長会の中での議論というのは、あくまでも各市町村にということなんでしょうか。それとも中でいろいろ議論があって出てきたということであれば、議長会の会長として、これを推進するという方向なのか。ちょっと私。すいません。

○篠塚議長 まず、オンラインについては、各議会によって導入しているところ、進んでいるところ、進んでいないところ、まだありますので、それで各議会にお任せしますということになっております。2番目の件に関しては、オンライン会議と同じになって

いるところもあるので、これも各議会にお任せします。出来れば、地方自治法を変えなければいけないところなので、全議会から意見書として、国に提出していただきたいというのが取手市案の市議会のご意見で、それが各議会で議論していただいて、方向性としては、やはり国の方に出していくべきではないかと思うので。ただ、そこまで煮詰まっていない議会が多いものですから、それはお任せしますということになりました。

○小坂委員 はい。わかりました。

○吉田（博）委員 あ、地方自治法を改正するということは、とんでもないことなんです。ハードルが高いことなんだ。そういったものの意見書を出す時に土浦市議会がきちっとこれを理解しているか、理解していないかでもって。理解していないうちに出すというのは大変失礼なことであるということも考えられる。俺は慎重に協議しなくてはいけないと思います。

○海老原委員長 この2件目はですね、関連する部分があります。時期尚早というのは非常に大事なことでありますので、これについては議長預かりという形はいかがでしょうか。

○吉田（博）委員 というより、こういう取手市議会が新聞なんかに出て、ずっと出ていますよね。ま、先をいっているかどうかというのは俺はわからないけれども、細かいことは。ただ、土浦もこれは今後、勉強しなくてはいけない項目なんだよな。だから議長預かりとかそういうことにしないで、これをなんとか議員で勉強会をつくるとかね。そういったところに発展された方がよりいいと思うんだけどね。どうだろう。

○小坂委員 そうだね。これは難しい。

○吉田（博）委員 難しいから勉強するんだろうよ。

○塚原委員 その方がいいと思いますね。

○小坂委員 そうね。

○勝田委員 これは、今おっしゃったとおり、非常に大事なことであり同時に、これからどうしても直面していく問題だと思うんですね。であれば、今は、このメンバーだけが知っているんだろうと思うんですけれど、これは、土浦市議会の皆さんに見ていただいて、今後継続して吉田（博）委員のおっしゃるとおり勉強会なり研究会をしていけるような、土壌を作った方がいいのかなというふうに思います。

○海老原委員長 確かに、これから前向きにというか検討しなくちゃいけない事項は皆さん了解を得られたと思うんですね。今回ですね議運でどうしようかという結論としては。これ。結論としてはどう。

○鈴木委員 今勝田委員がおっしゃった意見とほぼ同じなんですけど、全議員に配布して、会派ごとに話し合うとかなんかない。いきなり研究会を立ち上るといってもメンバーの人数が難しいと思うので。全議員に配布ののち、会派で話し合うという流れを作ったらいかがでしょうか。

○海老原委員長 天貝次長の方から。結論として、どういうふうにしなくてはいいか。

○篠塚議長 よろしいでしょうか。すいません。先ほどの内々付託と同じ扱いになると

思うんですが。これを取り上げる場合は、全協で4分の3のあれなんで。これを取り上げていく方向であればですね、1つ委員会を決めていただいて、これから協議していただく。その委員会にお任せしてですね、審議をしていただくのも1つでしょうし。また、特別委員会が必要だというのであればそれも必要でしょうし。今おっしゃられた会派で代表者会議でやってもう一度やるというのも1つでしょうし。取り上げるという選択でしていただければと思うんですが、できれば、あの、全協で説明して内々で付託を出来るように委員会が決まっていதாகとありがたいなと思っております。

○吉田(博)委員 委員会というよりさ、1期生とか2期生あたりからさ、まとまって、じゃあ私らが勉強させていただきます。みたいな意気込み出ないかな。

(「笑い声」あり)

○吉田(博)委員 これからの議会の背負っていくんだからさ。私に勉強させてください。委員会とか何とかじゃなくて。年寄りみたいな俺ら相手にしたってしょうがないんだから、1期生、2期生でやらせてくださいというような気合いを持てよ。そういう気合いがほしいな。どうだ議長。思わないか。

○篠塚議長 ありがたいご意見でございます。もしよろしければ、これ会派にまず、聞いていただいて、特別委員会みたいなのが出来れば本来はよろしいんですが、予算も絡むことですからどういう形になるかご協議いただいて、会期中にですね、9月の会期中に、まずは議運を開いていただいて決めていただければありがたいと思います。

○海老原委員長 それでは、今議長から説明がありましたとおり、まず、これについて全員協議会にお知らせをしまして、各会派で揉んでいただくということによろしいですか。まずは、よろしいでしょうか。それでは、次にですね。(5)タブレット端末導入について、事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 資料ナンバー7をお願いいたします。タブレット端末の導入につきましては、6月9日の全員協議会でご報告したとおり今定例会に補正予算案を提出しております。1番の目的につきましては、コロナ禍の中、議会機能を維持するためオンライン会議ができる環境を早急に整備するとともに、ペーパーレス化を図るというものでございます。2番と3番の導入機器、それから使用するシステムはご案内のとおりでございます。4番の今年度補正をさせていただきたい費用につきましては、記載のとおり初期費用と、12月からの4か月分のランニングコストを含めまして、合計で661万1,000円でございます。所管の総務市民委員会で詳しく審査していただくこととなります。5番の今後のスケジュールですが、今定例会でご審議をいただいた上で議決されれば、その後手続きを済ませまして、納品まで最低でも1か月半程度掛かると伺っております。といいますのも、コロナ禍で世界中でオンラインによる会議や学校の授業などが行われている関係で生産が追い付かないということで時間が掛かるということでございます。タブレット端末は市からの貸与品になりますので、使用するに当たり詳細なルール作りが必要になって参ります。その作業を10月から11月に掛けて、議運で行っていただきたいと考えてございますので、何度かご協議をお願いしたいと存じます。その後、12月中旬以降に端末が納品されれば、操作の研修会を行う予定でござ

います。なお、この補正予算案の目的には先ほど申し上げたとおりコロナ対策が含まれておりますことから、財源にはコロナ対策の交付金を充てることとなっております。そうしたことから、議運の皆様にもご協力をいただきまして、オンライン会議を導入していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。そして来年3月の第1回定例会でペーパーレス化の試験導入を行い、第2回定例会で本格的に導入する計画でございます。説明は以上です。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 それでは、事務局の説明のとおりといたします。次に、（6）茨城版コロナN e x t の対策ステージに対応した議会運営方法について協議願います。議長及び事務局から説明願います。

○篠塚議長 私の方から、これまで刻々と変化するコロナ禍における議会運営について、何度もご協議をいただきました。お陰様でこの様な感染症下での議会運営については、試行錯誤しながらも確立されつつあると感じているところであります。本日は、茨城県が示しているステージに対応した本市議会の対応を予め決めておくことで、機動的な議会運営を図りたいと考え、私から対応案を提案させていただきます。資料8をご覧くださいませでしょうか。これまでの協議結果をもとにステージごとの運営方法の案を整理及び提案させていただくものでございます。詳細はこの後、事務局から説明させますが、上から3つ目の「一般質問」につきましては、これまでの議論を踏まえ執行部の負担軽減に配慮しつつも、コロナ禍だからこそ議員の役割を果たす必要があるとの考えからステージ2ではドント方式による議員定数の半数である12名を上限とし、ステージ1では制限を無くして従来通りの形態で行ってはどうかと提案をさせていただきます。ご協議をお願いいたします。

○天貝事務局次長 続きまして事務局から詳細について説明させていただきます。一番上の議席につきましては、前回議論いただきましたが、対策をとっている現在の議席をコロナ禍が終息した後も継続するという事で、ステージに拘らずということで記載してございます。次の議場のドアの開閉は、初めは全てのドアを開放していましたが、問題があることから傍聴席のドアを閉めることとなり、これ以上の対策は採れないと思いますので全ステージ共通でよろしいかと考えてございます。次の一般質問につきましては、ただ今議長から説明のあったとおりですが、一括質問一括答弁の時間が90分になったことから、1時間程度で休憩を入れたいところですが、やり取りの中で切りが悪い場合は、休憩を取れないこともあろうかと思っておりますのでご了承願いたいと存じます。次の議場への出席者につきましては、この後ご協議をお願いいたします。次の委員会の開催方法につきましては、前回、ステージ1と2の場合とステージ3と4の場合に分けてこの様に決定してございます。委員会室のドアの開閉についても、前回ご協議いただき、これ以上の対策はないと思われますので全ステージ共通でよろしいかと思います。なお、欄外に記載しておりますが、一般質問の準備の関係で、運用の判断時期は定例会前月の中旬とすること、それから茨城版コロナN e x t が変更されれば改めて検討すると注意

書きをさせていただきました。説明は以上でございます。

○海老原委員長 まず、議長より説明のあったステージごとの一般質問者数について、ご意見等があればお願いします。

○小坂委員 前回と同じでよろしいかと思いますが。

○海老原委員長 前回と同じだと。このステージ2のところが違うわけですね。前はステージ1も2も3も4も、このドント方式の8名でやったわけです。そうですね。

○篠塚議長 はい。

○海老原委員長 これにするか、前回と同じにするか。

○小坂委員 変える理由がわからない。そんなに落ち着いているかとも思えないし。その1と2の違い。それほど差があるのかちょっと。なんかわかりづらいので。前回と同じだったら。前回やっているんですからそういう経験の下でやった方がよろしいんじゃないかなと思います。

○吉田(千)副委員長 一般質問はここに書かれていることでよろしいか、それ以外の意見はどうなのか。一般質問のことですね。委員の出席者数ということではないですね。

○海老原委員長 はい。一般質問の質問者数のところでございます。

○吉田(千)副委員長 私はここに示されているとおりで、よろしいのではないのかと。逆に思います。

○小坂委員 話がかみ合ってなかった。そういう意味でね。はい。了解。

○塚原委員 私も今ここに記載されている1・2と3・4でオッケーだと思います。

○海老原委員長 この議長提案のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○海老原委員長 確認しますが、一般質問者数です。これはまあ、上限ということですね。

○篠塚議長 上限でですね。ドント方式は8名は今回の定例会と同じです。12名の場合も会派の割当ての人数が変わっていきますので、その辺のところを事務局でちょっと報告。

○天貝事務局次長 ただいま、ステージ2の場合は12名以内ということで了承が得られたようでございますけれども、資料の3枚目をご覧になっていただきたいと思います。5会派12名の場合のドント方式の人数を示したものでございまして、従来通りのやり方で行きますと、会派に均等割りとして1名ずつ。一番下から2行目です。1名ずつ付与してございます。それ以外の7名についてドント方式で行きますと、上段に網掛けが掛かっている部分の郁政クラブで言いますと4名が追加され合計で5名。政新会につきましては2名が与えられ合計で3名。公明党につきましては1名が与えられ合計で2名。日本共産党と市民ネット21は1名ずつということにしております。以上でございます。

○海老原委員長 よろしいでしょうか。それではですね、一般質問の質問者数については、この資料8の記載のとおりとさせていただきます。続きまして、令和2年第3回定例会。それ以降の一般質問時の出席議員数について、各会派にて協議して頂いておりますが、その結果のご報告をお願いいたします。

○小坂委員 前回と同じということで、出席者の方もよろしくお願いします。

○海老原委員長 政新会さんは。

○鈴木委員 前回と同じで。柏村さんの方も前回と同じで。

○吉田（千）副委員長 公明党も前回と同様ということでお願いします。

○海老原委員長 共産党さんは。

○天貝事務局次長 共産党さんは前回と同じということでございました。

○海老原委員長 市民ネット21さんは。同じで。はい。ありがとうございました。すべての会派がですね、一般質問時の出席議員については、前回と同様でいいということで決まりましたので。決まりました。

○天貝事務局次長 1点確認をさせていただきまして、前回と同じということでございますが、そうしますと、どのステージにおきましても前回と同じということでよろしいのかという点と、執行部の方も前回と同じということでよろしいでしょうか。

○海老原委員長 それではですね、出席議員数は決まりました。前回同様ということで決まりました。その他については表でお示ししたとおりでございます。この点で資料8ですね。よろしいでしょうか。

○吉田（千）副委員長 本議会。いわゆる9月の議会としては前回同様とするという意見でまとめて来たんですけれども。このステージごとに、今の一般質問のステージごとに違いがでているということなので、今後のこれは、それについてきちっと決めておくということの理解なのでしょうか。

○篠塚議長 ステージごとにですね、ステージが茨城Nextの発表がございますので、そのステージによって変えて行こうということが一般質問のところの数字。それによって一般質問の入場者数はどうしますかというようなことですが、それも全部関係なく。今のお話ですと同じでいいということだったんですが、これをステージ1・2・3・4で変えていくかどうか。執行部の人数も変えていくかどうかということでございます。

○吉田（千）副委員長 ということは9月以降すべてが6月並みという状況なのかどうかというステージによって違うと思うので。9月が6月議会同様というふうに私も公明党としては決めていたんですが、そのステージが変わることによって、その例えばステージ1の場合ですと従来通りというその一般質問が従来通りというふうになっておりますので、その辺は従来通りという形で、感染源を抑制出来ている状態になればですね、そういう形できちっと決めておくということでもよろしいでしょうかね。

○篠塚議長 下の備考欄に書いてあるとおり、この判断基準はですね。定例会前の中旬にステージを見て決めていくというこの資料8のとおりにしていくということであります。もし、急に変わった場合。ステージが上がったとか。その場合はもう一度検討するというところでございます。

○塚原委員 今ちょっと話が合ったのは、1だったらこうしとこう。2だったらこうしとこう。3だったら、4だったらこうしとこうということで決めておいて。その前の時になったら、3だからこうしようねという話をしてくれていってるんじゃないかなと思うんですけれど。今この時点で1だったら従来通りなので、じゃあ全員出ましようよ

と全員出席でいいんじゃないか。執行部だったら執行部も全員でいいよと。2だったらこれドント方式になるんだったら、2だったら、今まで通り2・3・4同じでいいよという話を決めてくれということだったと思うんで。その前だから決めるんじゃないくて、今決めておいて、その前にステージが変わったら9月議会はこうねとか、3月議会はこうね。12月議会はこうね。とやるんだと思うので。ここは従来通りここはステージ1だったら、もうずっと全員出て議員も執行部も全員出ていいんじゃないかと決めちゃった方がいいんじゃないかなと思うんですけど。

○海老原委員長 それは、8の一番下の欄外の。

○塚原委員 それは前の時にステージ3になっているから、じゃあこうねと決めるということだと思うんですよね。ただ、今は決めておいて、その段階の判断時期は定例会前月の中旬に、じゃあステージ3になっているから3だからじゃあ議員は前回と同じね執行部も前回と同じ担当部署と副市長、市長だけねと。それで決めるということだと思うんですけど。

○天貝事務局次長 私の説明不足で申し訳なかったんですが、欄外の判断時期につきましては、一般質問の準備がありますので、前月の中旬くらいで決めてほしいというご意見がございましたので、そういう意味で記載してございます。要するに前月の中旬ごろのステージに合わせた運用を一般質問にして行こうという資料でございます。それから茨城コロナNextの今後、ひよっとしますと改定があるかも知れませんので、改訂があった場合はまたこちらの議運でご協議いただきたいと考えてございます。

○海老原委員長 よろしいですか。ですからまず、9月はどうしようということ。

○塚原委員 いやいや。もう9月はステージ3なんで。ステージ3ですから前と同じで、執行部も前と同じになるわけですよね。ただ、3月になったら、もしかしたらステージ1になるかもしれないですよね。その時これを見たら、じゃあもう全員なんだな。この前の月というか。そのところで、すぐ判断できますよね。またその時点に来てステージ1だからどうするじゃなくて、もう決めておいて、前の月にステージ1だったら。11月に見てステージ1だったら12月は従来通りというか、全員出るねと。すぐわかるから決めちゃおうという話だと思うんですよね。ちょっと説明が。

○篠塚議長 9月の定例会についてはもう決まっておりますのでそのままでいいんですが、12月以降の定例会の場合にこの表を元に決めて行っていきたいということでございます。先ほど一般質問の方をステージ2と1と変わりましたので、1と2で変わりましたので、その時の議員の入場者数とか執行部の入場者数を決めていただきたいと。下の委員会の開催方法とかは前回決めていただいたので、そのようにするという事なので、ここだけ、空欄になっているところだけ決めていただきたいと。この表を元にずっと今後もですね茨城版コロナNextの発表を見ながら決めていくということの基準にするための表でございます。よろしくお願いします。付け加えさせていただくとコロナが終息したという場合は従来に戻るわけですからステージがなくなるわけですから従来に戻るということになります。

○小坂委員 もし、できるならこの空欄のところをですね、案を出しておいていただ

れば議論しやすいんですけど。ここでじゃあ今決めるというのはなかなか非常にコロナに関してですね、いろいろな感じになるんでね。

○篠塚議長 事前にみなさん会派の中でお話をさせていただいたと思うのですが、ちょっと言葉足りずですねコロナ感染の時には全部どうするかというお話だったと。ステージごとに変えていくというお話ではなかったと思うので、今のお答えかなと思うんですが、ステージごとに変えていくという方向で決めていただきたいと思って。案としてこちらで提案していただくのは3と4はですね、従来どおり、今までと同じように定員、議員数13名。執行部は答弁者のみ。そんな形にさせていただければと。ステージ1と1の方は一般質問は従来通りとしますので、この辺は議員も執行部も従来通りにしていただければ。ステージ2の判断でございます。ここが微妙なところなので、ここをどうするか。議員はそのまま入って。というのはですね一般質問の人数を決めますと議場の出入りが多くなってくると困ることもございますので、その辺も含めて人数は。あとは議会が開催できる最低人数を議場に入っているのが今の状況なんですが、その辺のところも含めて決めていただきたいと思います。

○海老原委員長 そうしますとステージ2だけの。3・4は前回通りということで。ステージ1は全員出席。2のところですね。どうしますかということで。

○小坂委員 1が従来通りであれば、従来じゃないということで3・4全部一緒に、というふうに考えるのが妥当だろうと私は思います。じゃあ違う方法をですね考えたとして、それってどう違うのという話ですね。よくわからないんで。まあ意見です。

○海老原委員長 でどうするの。

○小坂委員 3・4と同じにする。だから要するにゼロか100しかないという考え方です。やるかやらないかでその加減というのは我々に判断できるはずがないんでお医者さんでもないんで。以上でございます。

○吉田（博）委員 なに言っているのかわからない。

○鈴木委員 事務局案はあるんでしょ。あれば出してもらって、それを見て話した方がステージごとの違いなんて我々はわからない。作ってもらった方がたたき台だから。

○篠塚議長 ステージの発表はあくまでも茨城県が発表しているものですから、茨城県の統一見解として出て来るのが1・2・3・4なんです。これも最初のコロナウイルスの対策の時にはこのステージよりもっと厳しかったんです。Nextになって柔らかくなりまして、会議も会場の半分がもうちょっと柔らかくなったとか、そういうふうになってうえでのステージなんです。なんで、基準を茨城県の基準を元に土浦市議会としての基準を設けておいた方が今後何回も話合わなくても済むだろうということでご協議をいただいているわけでございます。あくまでも決めるのは茨城県がステージを発表した時に土浦市議会としてはどのようにやるということを決めていただきたいということです。で、先ほど、そのうえの一般質問に関して、増やしていただいたのは議員である以上一般質問はやるべきであるという方向があるのでなるべく増やした方がいいだろうということでステージ2の時には増やさせていただいたのですが、中は、議会が開催できる最低人数を確保していれば問題ないんで、それを従来通り全員入るのか入らないのか

で決めていただければと思っております。案としては、もしよろしければ2・3・4は今まで通り、13名。1の場合は従来通りにしていくかということにいただければ。それはそれで決めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○吉田（博）委員 それでいいだろうよ。

○海老原委員長 それでは出席者については、ステージ2・3・4とも前回同様の出席者とすることにします。

○吉田（博）委員 委員長あまり難しくするなよな。

○海老原委員長 それでは、議会または市執行部において新型コロナウイルス感染者が発生した場合の議会対応について協議願います。事務局から説明をお願いします。

○小松澤事務局長 資料ナンバー9をお願いしたいと思います。新型コロナウイルス感染者が発生した場合の議会対応案についてご説明いたします。先ほど議長からもございましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う議会運営につきましては、これまで様々な対応を検討し実施してまいりました。現在、コロナ禍も第2波とも言われており、さらなる対応も検討しなければならない時期に来ていると考えております。今回は、今後、議員、執行部、事務局職員及びその家族に感染者が発生した場合の具体的な対応について、課題や考え方を整理しておく必要があると考え事務局の方で案をまとめさせていただきました。1点目、感染者が出た場合の議会の開催でございますが、議員・職員等が感染した場合、又は濃厚接触者となった場合は、PCR検査で陰性と判断されるまで登庁を控えていただかなければなりません。その結果、議会を開催するための議員定数を欠く場合は、議会を開催できません。しかし、予定されていた時期に議会が開催できない場合、緊急を要する案件につきましては専決処分により対応せざるを得ない事態となります。なお、PCR検査につきましては、保健所等との相談になりますが、濃厚接触者でもすぐに受けられるというわけではありません。熱がある、味覚がある、嗅覚がある。そういった異常があるなど具体的な症状がない場合は自宅等で様子を見るということになりますので、濃厚接触者となりPCR検査が受けられない場合は、感染拡大防止の観点から安全が確認できるまで登庁を控えていただきたいと思います。2点目、感染区分による対応でございます。議長が感染した場合につきましては副議長が、対応すると。正副議長も感染した場合は、仮議長を選挙で選んで対応するということになります。議員が感染した場合でございますが、議会運営委員会を開催していただき協議をしていただくこととなりますが、各委員会の定数も決まっております。そういったことから半数に満たない場合は、委員会も開催できません。市長が感染した場合ですが、副市長が職務代理者となって開催することができます。また、事務局職員が感染した場合。それぞれ代理により対応し、不足する場合は、事務局職員経験者等が補うようになるかと思っております。3点目、発生時期による対応でございます。議会開催前、会期中それぞれ基本的な対応案を示しております。これは一部でありまして、対応はその時期、人数等により多岐にわたると考えております。議会機能を停滞させないためには、感染した状況や現在の体調など速やかな連絡を取っていただき、最善の対応策を速やかに検討し実施することが重要となってまいりますので、速やかな連絡をお願いしたいと考えてございま

す。次のページをご覧ください。4点目、その他でございますが、議会を開催できる要件、先ほど13名の出席とありましたが、あれは安全を期して13名となっております。実際には12名でございます。その他流会の要件、議会運営委員会の委員の皆さんが定足数に達しない場合の対応などを記載させていただきました。いずれにしてもその時々状況によっていろいろ対応が変わってくると思いますが、ここに書かれたことは基本のこととなっておりますので、よろしくご理解の方をいただきたいと思います。いずれにしても感染しないのが一番いいわけですが、感染した場合のご承知ということをお願いしたいと思います。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

○吉田（博）委員 これでいいでしょうよ。

○海老原委員長 それでは、事務局説明のとおりといたします。次に、（8）大規模災害時における議会对応について協議願います。事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 資料ナンバー10をお願いいたします。非常時の参集・連絡訓練につきましては5月に実施させていただきました。その時の意見等につきましては、ご覧の内容で6月22日の全員協議会でご報告させていただいております。今回はこの意見を踏まえまして「大規模災害時における議会对応について」を一部訂正してございます。2ページ目をお願いいたします。上段の網掛け部分は、災害が発生してから議運の委員の皆さんを招集するまでの流れであります。実情に合った手順に微調整してございます。中段の箱の中の網掛け部分、電話・メール等SNSを活用と追加をしてございます。これは、議員の安否を確認する際に電話以外の連絡方法も活用してはどうかという意見を踏まえたものでございまして、メールやラインなどを想定してございます。3ページをお願いいたします。「議員安否確認票」の安否確認欄。こちらにメールアドレスを記載する欄を設けまして、全議員に事前にメールアドレスを登録いただいて、それを記載するよう考えてございます。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

○吉田（千）副委員長 これでよろしいと思うんですが、1つだけ議会運営委員長が3番ですね、議会運営委員長が招集後、連絡網により議会運営委員を招集となっているんですが。この連絡網がですね、ちょっとあらかじめなんかちょっとしつかりというか私どもにわかるようにどっか貼っておくとかちょっとしたいと思いますので。その時になって慌てて何方に誰が誰に連絡するのかというのがわかるようなものをちょっと用意しておいていただければありがたいなというふうに思います。

○天貝事務局次長 5月の訓練の際にはそのようなものを作ってございまして、手持ちではございますので、その際にはお渡しできるように準備しておきます。

○篠塚議長 補足でですね、タブレット端末が導入されますと。これすべての議員に持っていていただくんで、その中にメールアドレスとか入っておりますので、その前の段階とを考えていただいて、タブレット端末が導入されて、みなさんのお手元にといった場合にはもう一つ、一歩進んだものをお示ししたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○海老原委員長 その他、ございませんか。

(「はい」の声あり)

○海老原委員長 それでは、事務局説明のとおりといたします。次に（９）その他ついて、議長及び事務局から説明願います。

○篠塚議長 お手元に県からの茨城県アマビエちゃんの資料があると思うんですが、今行っているアマビエちゃん登録は皆様もご存じだと思いますが、お手元にお配りしてあるのでＱＲコードを読み込んで県にメールを送ります。もし、その施設等にコロナウイルス感染者が来ていた場合には、県からメールが送られてくる仕組みでございます。県の茨城版コロナＮｅｘｔの改定を受けて市の施設もアマビエちゃん登録を行っておりますが、更に開催する会議ごとに登録を行うこととなりました。つきましては、議会においても定例会ごとに議会エリアとしてアマビエちゃん登録を行いますので、議会中に議会エリアを訪れた際にはお手元のＱＲコードにより県にメールを送るようお願いをしたいと思います。今ですね、議会の会議中でもこういう登録シートがおいてありますのでそれに登録すると。これは感染防止宣言ということで、もう土浦市議会登録されております。こちらのＱＲコードで読んでいただくと、で、メールをしていただくと何日の誰々がコロナになったということになっていますので、ぜひご協力をいただきたいというお話でございます。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の件については、よろしいですね。その他、ございませんか。

○天貝事務局次長 全国及び茨城県の議長会から矢口清議員と柳澤議員に１５年表彰がございまして。つきましては今定例会初日の冒頭に議長から表彰状の伝達を行いますのでご報告いたします。以上でございます。

○海老原委員長 その他、ございませんか。

○天貝事務局次長 冒頭議長からお話がありましたように、議場の方にアクリル板を設置してございますので、終わりましたら見ていただきたいと思います。

○海老原委員長 その他、ございませんね。それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。